

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月1日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第13号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	
1～46 略					1～46 略					
47 犯罪被害者等 給付金の支給等 による犯罪被害 者等の支援に関 する法律（昭和 55年法律第36号）	第11条第1項～第20条の2 略				47 犯罪被害者等 給付金の支給等 に関する法律（ 昭和55年法律第 36号）	第11条第1項～第20条の2 略				
	第22条 第3項	犯罪被害者等早 期援助団体等に 対する助言、指 導その他の措置	○							
	第22条 第6項	犯罪被害者等の 支援に関する広 報活動及び啓発 活動				○				
	第23条第1項～第23条第6項 略					第23条第1項～第23条第6項 略				
(1) 犯罪被 害者等給付 金の支給等 による犯罪 被害者等の 支援に関す る法律施行 規則（昭和 55年国家公 安委員会規 則第6号）	第19条	損害賠償を受け たときの届出の 受理			○					
	第20条 第1項	給付金支給裁定 申請に対する裁 定、申請の却下 又は仮給付金を 支給する旨の決 定の通知			○					
	第20条 第2項	犯罪被害者等給 付金支払請求書			○					
					(1) 犯罪被 害者等給付 金の支給等 に関する法 律施行規則 （昭和55年 国家公安委 員会規則第 6号）	第17条	損害賠償を受け たときの届出の 受理			○
					第18条 第1項	給付金支給裁定 申請に対する裁 定、申請の却下 又は仮給付金を 支給する旨の決 定の通知				○
					第18条 第2項	犯罪被害者等給 付金支払請求書				○

		又は仮給付金支払請求書の交付		
	第23条 第2項	申請書に添付すべき書類の省略		○
(2) 略				
48～99 略				
備考 略				

		又は仮給付金支払請求書の交付		
	第21条 第2項	申請書に添付すべき書類の省略		○
(2) 略				
48～99 略				
備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。